

平成25年（行ウ）第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原 告 石 丸 ハツミ、外383名

被 告 国

準 備 書 面 (8)

2016年12月12日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

復代理人

弁護士 谷 次 郎

第1 基準地震動の問題点の所在

1 原告らの主張

本件原子力発電所の耐震重要施設について設定されている基準地震動が過小評価であり、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下設置許可基準規則という）4条3項に違反している。設置許可基準規則は原子炉等規制法第43条の3の6第1項四号の原子力規制委員会規則に該当し、同規則の基準に該当しない場合当該発電用原子炉施設の設置許可はなされないのであり、またその使用も許されないのである（同法第43条の3の23）。

2 基準地震動の設定の概要

設置許可基準規則第4条3項は「耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれのある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」と定めている。

これを受けた「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下、「基準規則解釈」という）の（別記2）第4条5（乙9、126頁）は「基準地震動」は……次の方針により策定すること、として「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定すること、と規定し、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」は、内陸地殻内地震、プレート内地震及び海洋プレート内地震について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震（以下、「検討用地震」という。）を複数選定し、選定した検討用地震ごとに、不確かさを考慮して応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価を、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を反映して策定すること。と規定し、断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価について、検討用地震ごとに、適切な手法を用いて震源特性パラ

メータを設定し、地震動評価を行うことと規定している（同、128頁）。

3 本件の問題点

訴外株式会社九州電力は、玄海3・4号機について、断層モデルでは竹木場断層が最大加速度524ガル（基準地震動Ss-3）をもたらす、としている（甲43 p263）。その地震動の策定では、まず断层面積から入倉・三宅式によって地震モーメントを算出し、次に、その地震モーメントから壇他の式を用いて短周期レベルを算出している。地震モーメントは地下の震源の規模を表す概念であり、短周期レベルは地表面（岩盤）における地震動に関する概念であって最大加速度に比例している。

しかし第1に、地震モーメントを算出する入倉・三宅式は過小評価になっており、武村式を用いるべきである。

第2に、入倉・三宅式あるいは武村式などの経験式によって地震モーメントを算出する場合その数値は平均値であり、さらにばらつきを考慮すべきところ、このばらつきの考慮はなされていない。

第3に、地震モーメントから短周期レベル（地震動の強さ）を壇他の式を用いて評価しているがこれも過小評価であり、片岡他の式を用いるべきである。

上記の武村式と片岡他の式を用いれば、竹木場断層の現行524ガルは2273ガルに跳ね上がる。本件各原子炉は2017ガルの地震動に耐えられる耐震性を有していない。

以下詳述する。

第2 地震モーメントの算出

1 入倉・三宅式ではなく武村式を用いるべきである。

(1) はじめに

以下では、基準地震動の評価において、入倉・三宅式を用いている場合、すなわち敷地ごとに震源を特定して策定する地震動で断層モデルを評価の

対象とする。玄海原発の基準地震動地震動評価で最大の水平方向加速度をもたらすのは、竹木場断層の断層モデルによる S_s-3 で、最大加速度は 5.24 ガルである。この場合、不確かさのすべてのケースで、入倉・三宅式を用いた評価がなされている ($M_0 < 7.5 \times 10^{18}$ Nm でも適用されている)。すべての基準地震動評価において最大加速度をもたらすのは、震源を特定しない場合の留萌支庁南部地震を考慮した地震動 S_s-4 で水平 6.20 ガルである。S_s-3 の評価で現行の入倉・三宅式による評価を武村式による評価に改めれば、S_s-4 を上回る可能性が生じてくる。

(2) 経験式としての入倉・三宅式と武村式

過去に発生した地震について地震モーメント（地震規模）と断層の面積 S または長さ L のデータが残されている。この地震モーメントと断層の面積 S または長さ L との間には一定の相関関係があることが明らかになった。そこでその相関関係を示す経験式を用いれば、現在判明している断層の面積 S または長さ L から将来発生が予想される地震の地震モーメントの予測がたてられることになる。入倉・三宅式や武村式は、断層の面積 S または長さ L と地震モーメント M_0 との関係を表す経験式で、ベースにとったデータの平均値として導かれている（最小二乗法で決めているが傾きを固定しているの

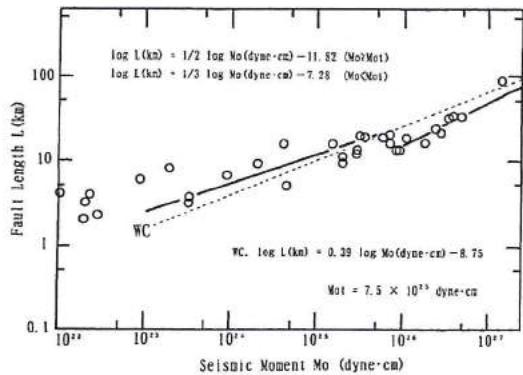


Fig. 1. Relation between fault length L (km) and seismic moment M_0 (dyne·cm). Solid lines indicate the best-fit relation. WC (dotted line) shows the relation by WELLS and COPPERSMITH (1994).

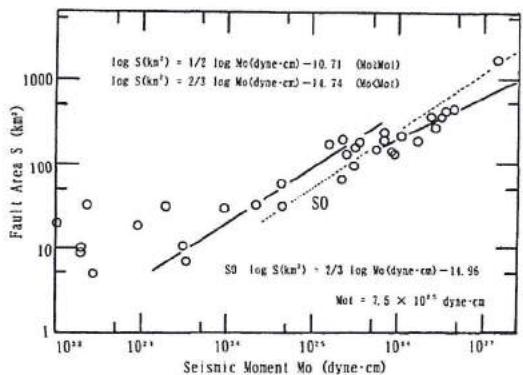
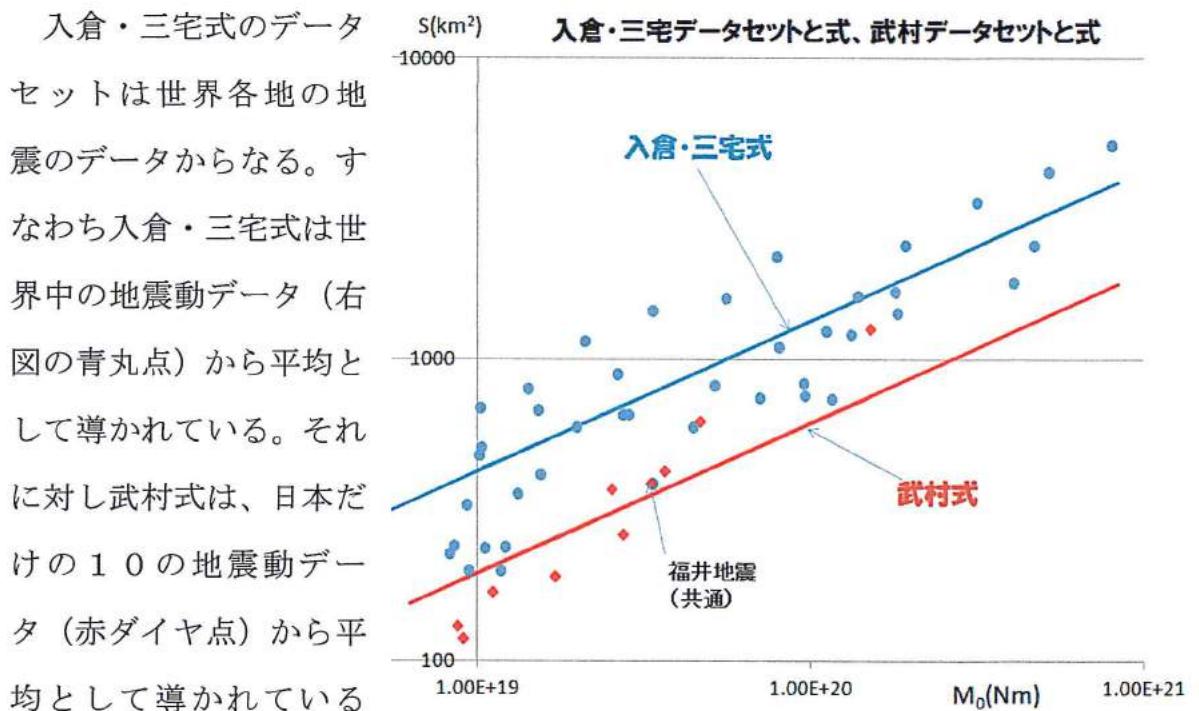


Fig. 3. Relation between fault area S (km²) and seismic moment M_0 (dyne·cm). Solid lines indicate the relation obtained in the present study. The relation obtained by SOMERVILLE *et al.* (1993) is shown by the dotted line (SO).

で単純な平均値と一致する)。それゆえ、データセット(データの組み合わせ・集合)をどう選択するかによって経験式が一意に決まる。

入倉・三宅式は $S - M_0$ 関係の式である。武村式については、 $L - M_0$ 関係と $S - M_0$ 関係の 2 つの式がある。 $S - M_0$ 関係式は、 $L - M_0$ 関係式に断層幅を一定値 $W = 1.3 \text{ km}$ として $L = S / 1.3$ を代入して得られた式である。ところが、武村論文のデータ表には断層面積 S の値も含まれているので、 $S - M_0$ 関係式を直接導くこともできる。その結果は、上記の L を媒介にして導かれた $S - M_0$ 関係式と有効数字内で完全に一致する。入倉・三宅論文では自らの式の結果を表示したグラフの中に $S - M_0$ 関係としての武村式の結果をも一緒に書きこんでいる(乙31 p858 図7)。以下 $L - M_0$ 関係は武村式(L)、 $S - M_0$ 関係は武村式(S)と記す。

(3) 武村式を用いるべき根拠



(福井地震は両者共通)。いま、縦軸の断層面積をある値に選んで固定してみると、点が右にあるほど地震モーメント M_0 が大きい値をとる。武村式の基になったデータ点(赤ダイヤ)は入倉・三宅点集団(青丸)の右端付近を占め

ているので、同じ断層面積でも大きい地震モーメントを与えることが分かる。S-M₀関係としての武村式は、どの面積に対しても、入倉・三宅式の4.7倍の地震モーメントを与える)。

このように、入倉・三宅式が世界中の地震動の平均的挙動を与えるのに対し、武村式は日本固有の地震動の挙動を示し、世界的な地震動のばらつきの中で最も地震モーメントが大きい部類に属していると解釈できる。それゆえ日本の地震動の評価に入倉・三宅式を用いることは過小評価になる。日本における基準地震動の地震モーメントの算出には入倉・三宅式ではなく武村式が用いられなければならない。

2 前原子力規制委員会委員長代理島崎邦彦氏も入倉・三宅式ではなく武村式を用いるべきとしていること

(1) 2015年学会発表

前原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏は、委員を退いた後の2015年の地震関係の複数の学会において、入倉・三宅式は過小評価をもたらすと発表している。右表は、日本地震学会2015年度秋季大会における島崎氏の発表による

(甲44p95)。OBSは観測値、T

は武村式、YSはYamanaka-Shimazaki式、ERCは地震調査委員会、IMは入倉・三宅式を表す。年号はその年に起こった地震動で、上から順に、濃尾、北伊豆、福島県浜通り、北丹後、鳥取、三河、兵庫南部地震を表す。1945年の三河地震では傾斜角が30度と小さく、そのような場合を除けば入倉・三宅式は著しく過小評価になっている。

(2) 2016年4月の熊本地震を踏まえた島崎提言

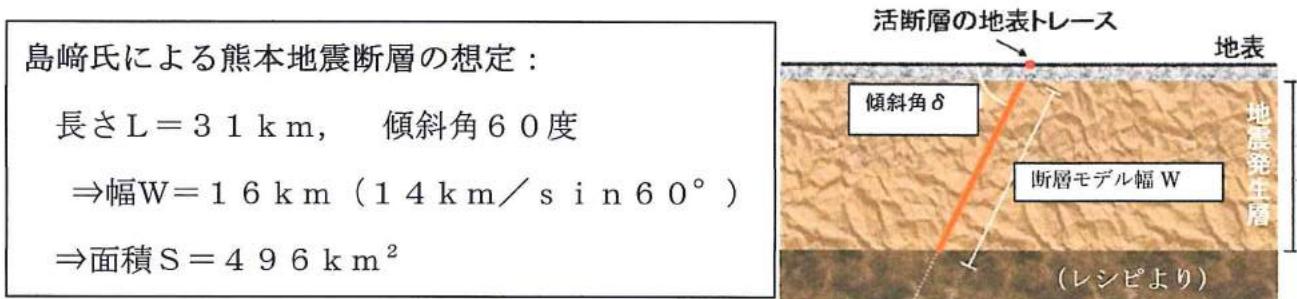
	OBS	T	YS	ERC	IM
1891	180	210	180	130	52
1930	27	32	28	21	7.9
2011	11	17	14	11	5.5
1927	46	48	41	19	12
1943	36	39	34	18	9.8
1945	10	19	17	9	19
1995	24	45	39	20	11

図 地震モーメント実測値と推定値(単位10¹⁸Nm)

島崎邦彦氏は、2016年4月の熊本地震を受けて、より明確な主張を岩波の「科学」7月号で展開した（甲45）。

その論文の結論部分で次のように述べている。（入倉・三宅式を用いた場合）
 「震源の大きさ」（地震モーメント）が1／3.5程度の大きさに過小評価されている。日本列島の垂直、あるいは垂直に近い断層で発生する大地震の「震源の大きさ」（地震モーメント）の推定には、入倉・三宅式を用いてはならない。さらに、複数の県すでに津波評価に入倉・三宅式が使われていることに対し、「これをこのまま放置すれば、入倉・三宅式を垂直、あるいは垂直に近い断層に用いることが、既成事実化してしまうだろう。この式を津波や強い揺れの推定に用いれば、「想定外」の災害や事故が繰り返される恐れがある。二度と同じ過ちを犯してはならない」（2か所の下線は引用者）。福島第一原発で津波の評価を誤ったことに対する反省の念が強くじみ出ている。

熊本地震について島崎氏は、下図の地震発生層の厚みを14km、傾斜角を60度と想定している。



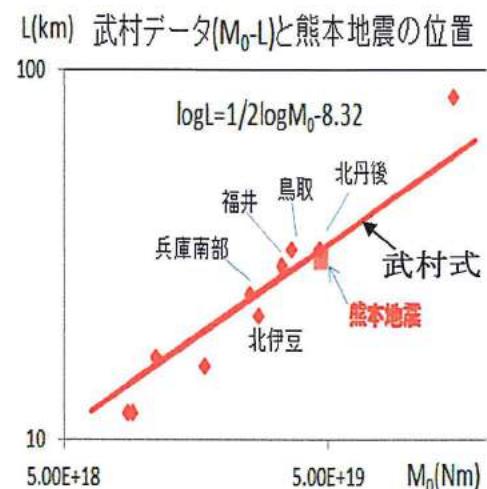
地震モーメント（地震規模、「震源の大きさ」）の算出式と計算結果は下記のとおりである。

[入倉・三宅式] $M_0 = 5.562 \times 10^{13} S^2$ (または、 $\log S = 1/2 \log M_0 - 6.873$)

[武村式 (Lの式)] $M_0 = 4.365 \times 10^{16} L^2$ (または、 $\log L = 1/2 \log M_0 - 8.320$)

地震モーメント	入倉・三宅式 A	実測値 B	比率 B/A	武村式 (L)
$M_0 (\times 10^{19} \text{Nm})$	1.37	4.66	3.4	4.2

この結果から、入倉・三宅式は実測値の 1 / 3.4 の過小評価をもたらすことが分かる。他方、熊本地震の実測値は武村式の結果とは整合的であるが、そのことは右図を見れば一層明らかになる。熊本地震は島崎氏が強調するように、特に西日本に特徴的な挙動を示しており、北丹後、鳥取、福井地震等の近くに位置していること、武村式のベースとなる地震集団内に位置しており、武村式を表す直線のすぐ近くに在ることが分かる



3 島崎提言を受けた規制庁の大飯原発に関する試算

(1) 武村式を用いると地震モーメントは 3.49 倍になったこと

同年 6 月 20 日原子力規制委員会田中委員長は島崎氏と面会し（甲 46）、同委員会は、「別の式」（実際は武村式（L））で大飯原発の地震動評価をやり直すことを決定した。7 月 13 日に規制庁の試算が規制委員会に提出された（甲 47）。

試算を行うにあたっての重要な前提として、「今回の試算は『地震モーメントを武村式（1998）で算出し、その他は関西電力と同じ手法で地震動を

評価する』という課題に取り組んだもの」と書かれている（甲48p1）。

試算では震源断層モデルを変えずに武村式を用いると、入倉・三宅式と比較して地震モーメントは3.49倍、短周期レベルは1.51倍になるとした（甲47p4　なお1.51倍は後に1.52倍の誤記と訂正された甲48p8）。入倉・三宅式の過小評価は明らかであり、武村式をもちいるべきことが規制庁の試算でも明らかになった。

（2）規制庁の試算等の問題点

しかし原子力規制委員会は入倉・三宅式をもちいる現行評価方式を変える必要はないとした。その理由の第1は、規制庁の上記試算は大飯原発について644ガルとするものであるが、これは同原発の最大加速度は856ガルを超えないことである。理由の第2は、武村式を用いるとアスペリティ面積が断層面積より著しく大きくなるという矛盾が生ずるということである。

この結論については以下のようないわゆる問題点がある。

第1は、関西電力の現行基本ケースの地震加速度596ガルを356ガルに引き下げたことである。規制庁の試算は、地震モーメントの算出を武村式でする以外は関西電力と同じ手法で地震動を評価するものであった。そうであれば、入倉・三宅式を使って算出した現行基本ケースの地震加速度は変わらはずがないのに規制庁は何ら根拠を示さずに上記のようにこれを変更した。地震加速度が596ガルであれば、規制庁の試算では、地震モーメントは3.49倍、短周期レベルでは1.51倍となり、これからすれば、地震加速度は900ガルとなり、これは現行最大加速度856ガルをこえてしまう。この結論を避けるため基本ケースの地震加速度を引き下げたものであり、これは極めてアンフェアなものといわなければならぬ。

第2に、短周期1.5倍ケースについて武村式で算出しなかったことである。規制庁の試算では、この短周期1.5倍ケースの試算をしなかった。現行856ガルであるところ、1.51倍すれば1284ガルと、大きな数字

となり、大飯原子力発電所の耐震重要施設の安全は担保できなくなってしまうことになる。規制庁の小林・長官官房耐震等規制総括官は、武村式への置き換えと短周期1.5倍ケースはいずれも認識論的不確かさであり、この二つは組み合わせない、というが、これは説明になっていない。審査ガイド3.3.3不確かさの考慮、にはそのような考え方は示されていない（乙32）。地震モーメントの算出と地震モーメントから短周期レベルの算出とは論理的にも別のものであり、したがってそれぞれが起きることは考えられ、組み合わせないという合理的根拠は考え難い。

第3に、武村式を用いるとアスペリティ面積が断層面積より著しく大きくなるという矛盾が生ずるという点である。アスペリティ面積は断層面積の一部である。従って前者が後者よりも大きくなることは論理的にありえないことになる。規制庁はこの論理的な矛盾が生じたことを、武村式を用いたこととむすびつけようとしているようだが誤りである。それは短周期レベルの算出に壇他の式を用いるからであり、片岡他の式を用いた場合にはそのような矛盾は生じないことは後述する。

4 入倉氏による島崎氏批判（入倉コメント）

（1）入倉コメントの概要

入倉・三宅式は過小評価だと島崎氏の提言に対し、入倉孝次郎氏はコメント（以下入倉コメント：甲49）を出して反論している。その内容は大きく分けて2つになる。

①島崎氏が根拠にとっている熊本地震の断層想定が間違っていること。島崎氏がとりあげた一様な断層ではなく、震源インバージョンで求めた不均一な断層モデルを用いるべきだ

②入倉・宮腰・釜江論文（乙38）すでに明らかにしたように、
(a) 最近の地震について震源インバージョンで導いた断層モデルは入倉・

三宅式と整合的である。

(b) 武村式のベースとなった10個の地震データは古い方式で評価されたものだから、震源インバージョンで評価し直すべきだ。そうするとやはり入倉・三宅式と整合的になる。

ここでカギとなるのは震源インバージョンによる断層評価である。その評価は入倉氏が主張するほどに確定的な結果をもたらすとは考えられない。

(2) 熊本地震の本震に関する2つの震源インバージョン

入倉コメントでは、震源インバージョンによって求められた断層データとして、下記の久保他、浅野及び吉田他が引用されているので、それについて概観する。下記の2例はいずれも4月16日1時25分のM7.3の本震に関するものである。なお吉田他は、「準備中」ということで入手できないので検討することができない。

ア 久保他の断層データ（甲50）

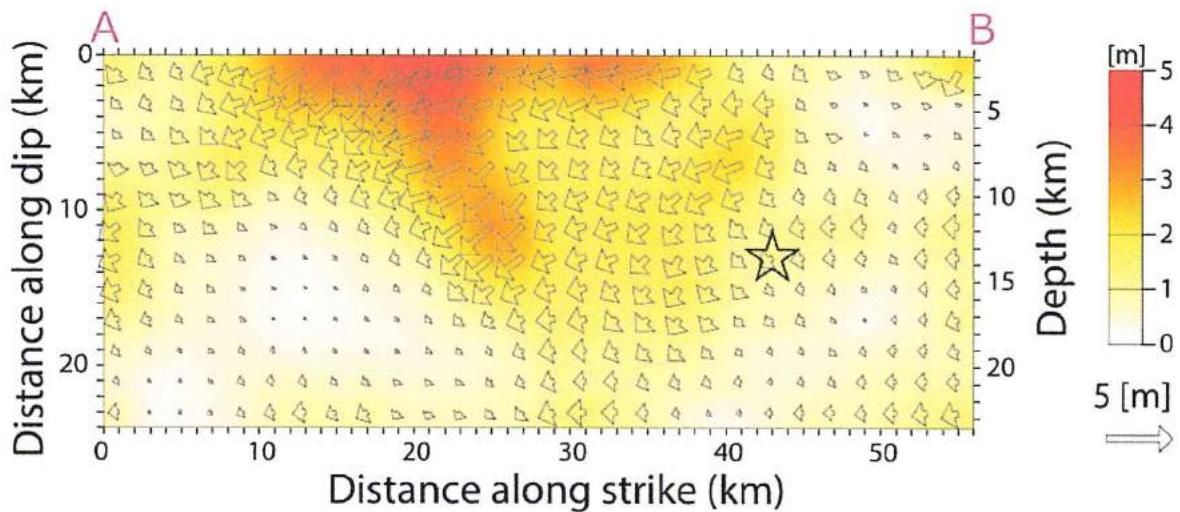
震源インバージョンによって求められた断層面上の最終すべり分布は次頁の図が示している。

○断層面全体での地震モーメント： $M_0=5.3 \times 10^{19} \text{Nm}$ (Mw 7.1)

○最大すべり量： D=4.6m

○断層長さ L=56km、断層幅： W=24km

○面積： S=LW=1344km²



図：断層面上の最終すべり分布。ベクトルは上盤のすべり方向とすべり量を示している。星印は破壊開始点を示す。

この断層面をそのまま破壊面と捉えて入倉・三宅式と武村式（L）を適用すると、右の結果になる。

- ・入倉・三宅式： $M_0=10.1 \times 10^{19} \text{ Nm}$
- ・武村式（L）： $M_0=13.7 \times 10^{19} \text{ Nm}$
- ★実測値： $M_0=5.3 \times 10^{19} \text{ Nm}$

この結果では、入倉・三宅式でさえも、上記の実測値 $5.3 \times 10^{19} \text{ Nm}$ を相当に上回っている。明らかに断層面を大きく取りすぎている。

イ 浅野の断層データ（甲51）

同じく震源インバージョンによって求められた浅野の結果は次頁の図の最終すべり量分布となる。

○地震モーメント : $M_0=4.67 \times 10^{19} \text{Nm}$

○最大すべり量 : $D=5.3\text{m}$

○断層の長さ : $L=42\text{km}$ 、幅 : $W=18\text{km}$

○断層面積 : $S=LW=756\text{km}^2$

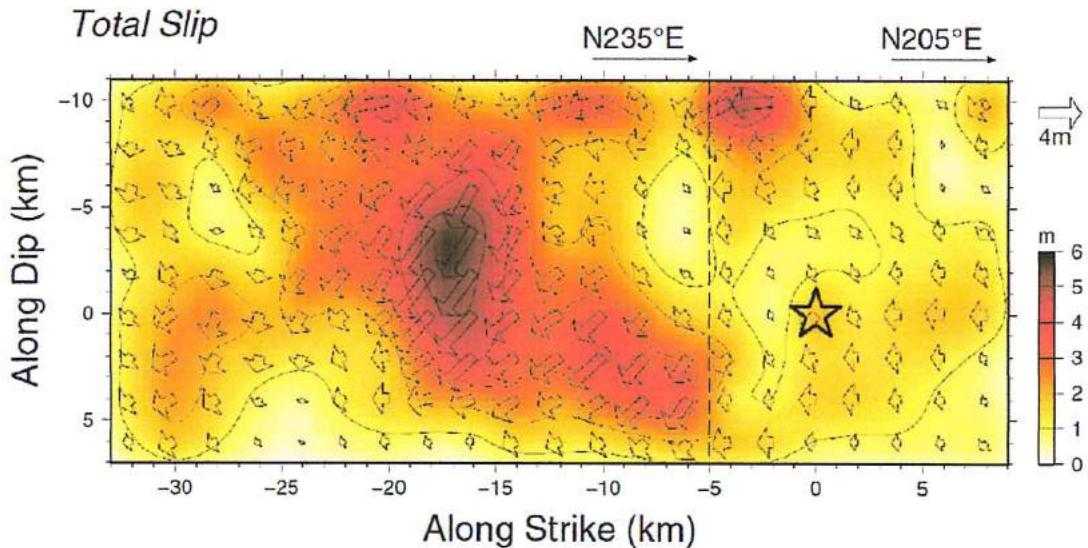


図1 本震の最終すべり量分布

入倉・三宅式と武村式
(L)による結果は右の
ようになる。

入倉・三宅式による結

- ・入倉・三宅式 : $M_0=3.18 \times 10^{19} \text{Nm}$
- ・武村式 (L) : $M_0=7.70 \times 10^{19} \text{Nm}$
- ★実測値 : $M_0=4.67 \times 10^{19} \text{Nm}$

果は、実測値より少し小さく、武村式による結果は実測値をかなり上回る。

ウ 評価

同じ地震を扱ったインバージョン解析の結果でありながら、すべり量分布は研究者によってかなり様相を異にしており、果たして同一の震源断層といえるかどうかとも疑問なほどである。インバージョン解析を行えば決まった結果が得られるというほど単純ではなく、最初の断層面の想定、伝播経路特性やサイト特性をどのように設定するか、いろいろな付

加的条件をどう設定するかによって結果が異なることを示している。

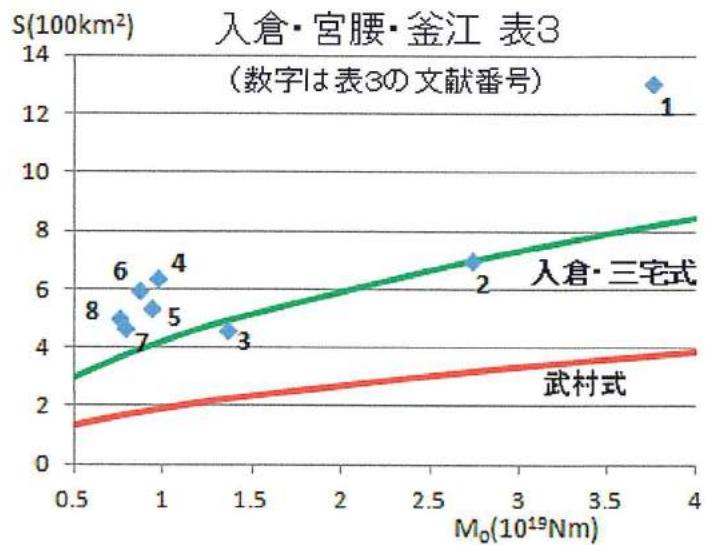
断層面をどう設定するかについて基準は示されていない。久保他も浅野も断層面が仮定であることを認めている。この2つをとってみても断層面積が大きく異なっている。

(3) 入倉・宮腰・釜江論文における最近の地震データは入倉・三宅式を支持しているのか

入倉コメント（甲49）の後半は、入倉・宮腰・釜江論文（乙38）の内容そのものである。その論文の前半では、最近（1990年代後半以後）の地震を震源インバージョンで解析した結果は、入倉・三宅式を支持しているという趣旨である。

ここでは断層面積ではなく、破壊域面積という概念が用いられており、この破壊域面積は震源インバージョン解析による断層面上の不均質すべり分布に基づき、一定の規範（Somerville et al., 1994）でトリミングを行って評価されたものを用いている、としている。その結果は、表1と表3にまとめられており、特に入倉・三宅式の妥当性を問題にする場合は、地震モーメントが $7.5 \times 10^{18} \text{ Nm}$ 以上の値をとる表3内の番号1～8に目を付けければよい。また、入倉・三宅式との位置関係は図2（a）で示されている。

表3の番号1～8だけを抜き出して、対数目盛でなく普通の目盛のグラフで表したのが右図である。8個のデータ点はすべてほぼ入倉・三宅式の線以上の位置（断層面積が大きい位置）にきていく。



そもそもそのはず、これら番号1～8の元論文では、最初の断層面積を、地震モーメントから入倉・三宅式によって決まる断層面積より大きい値にとっているからであり、かつ、トリミングを行っていないからである（少なくとも、入倉・宮腰・釜江論文の引用文献番号で、5、16、18、19、21、22、27ではトリミングはされていない）。もし、Somerville他の規範ではなく、福岡県西方沖地震で事実上行ったようなトリミング方式を適用すれば、上記グラフ上の点はより小さい面積となって下降し武村式に近づくことになる。

(4) 入倉・宮腰・釜江論文における武村データの再検討について

入倉・宮腰・釜江論文（以下IMKと称す）の一つの主張は、武村式の基になったデータは古い手法で集約されたものであり、新たな震源インバージョンによって見直せばそれらデータは入倉・三宅式を支持するものとなるという内容である。

元の10個の武村データは、IMKの表4に再録されている（ただし、面積は元の武村データのうち注釈でない方が採用されている）。その10個のうち震源インバージョン解析で見直したという6個が表5に収録されている。表5の一番右の欄に○印がついたものが2つあるが、それはSomerville

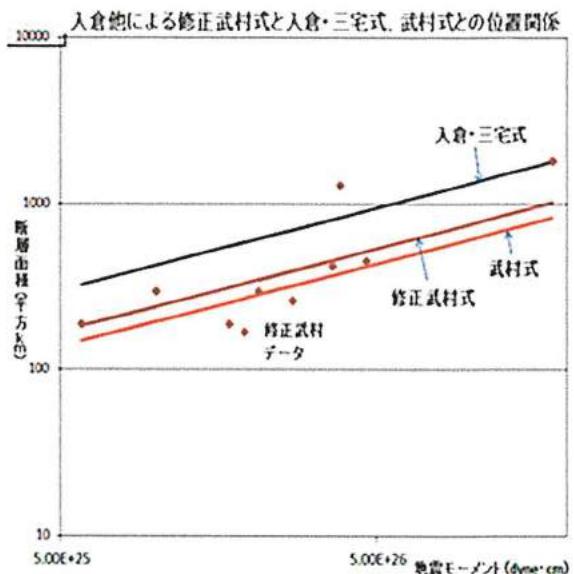
他の規範を適用することができた場合である。「なお、震源インバージョン結果から断層面積を求める際、Somerville 他の規範に従い、平均すべり量の 0.3 倍以上のすべりをもつ断層破壊領域を抽出する必要がある。しかしながら、収集した 6 個のうち 4 個の地震は不均質すべり分布のデータは論文等からは得られなった（表 5 参照）」と認め、そのため○印の地震（N o. 6 の兵庫県南部地震と N o. 9 の北美濃地震）ではないほかの断層では、長さ（したがって面積）は過大に評価している可能性があると認めている。そうなれば結果は入倉・三宅式に近づくのは当然である。

震源インバージョンで見直した 6 のデータのうち 1 つは面積不明である。この見直された 5 つのデータによって、どの程度武村式から離れて入倉・三宅式に近づいたのか見ておこう。表 4 の 10 個の武村データのうち 5 つは表 5 の値に置き換わったものとして、これを修正データと呼ぶことにする。武村式は両対数グラフで直線をなし、次の式で表される。

$$\log S = (1/2) \log M_0 + b$$

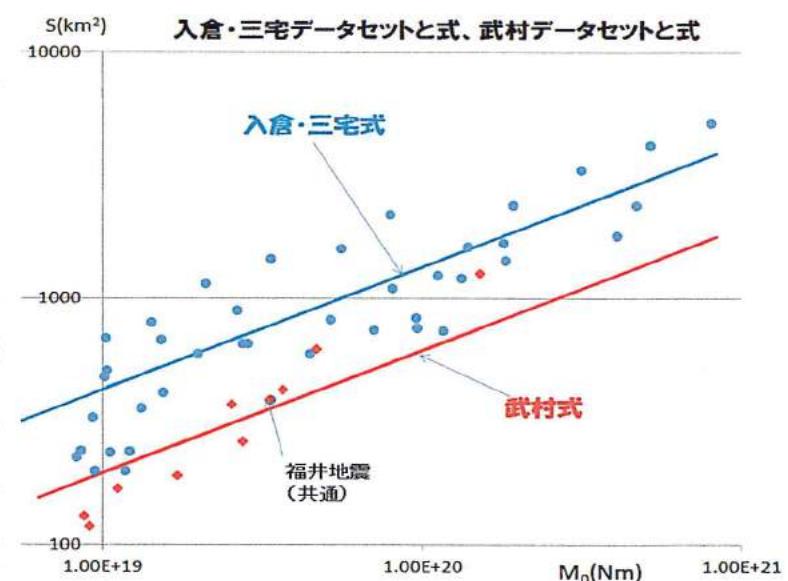
切片 b を元の武村データを用いて最小二乗法で決めれば、 $b = -10.71$ となって武村式が得られる。次に修正データを用いて最小二乗法で b を求めれば、 $b = -10.61$ となり、わずか 1 % 変化するだけである。

この式（以下修正武村式と呼ぶ）は、入倉・三宅式及び元の武村式とともにグラフで表すと右図のようになり、修正データでも基本的には武村式の位置にとどまっていると言える。破壊領域の抽出が行われたデータでさえ、左端の一つは修正武村式にはほぼ乗っている。入倉・三宅式との位置関係において、修正武村式でも武村式から本質的な変化をしていないのは明らかである。ただし、 b の変化は 10^{2b} として効くため、同一の断層面積に対する M_0 は、武村式が入倉・三宅式の 4.7 倍だったのに対し、修正武村式は 3.0 倍となる。



(5) 福井地震も入倉・三宅式が過小評価であることを示していること

福井地震は入倉・三宅データセットに入っている唯一の日本の地震である。それゆえ福井地震は、そのデータセットの平均値である入倉・三宅式との乖離として捉えることができる。しかも福井地震は武村データセットにも共通に属しており、そのデータ上の位置は、ほぼ武村式上に乗っている。それゆえ、この乖離は事実上、入倉・三宅式と武



村式との差異を表現していると考えることもできる。

武村データセットについては、入倉・宮腰・釜江論文において、データが古く地表面の断層長さしか見ていないとの批判がある。福井地震については、元の武村データは下表の武村表1欄に、入倉・宮腰・釜江（IMK）による修正値はIMK表5欄にある。ここでは、断層長さは修正されず、むしろ断層幅が小さめになっている。データ点と武村式との近さ（乖離の度合い）は切片である

$$b = \log S - 1 / 2 \log M_0$$

を計算すればわかる。元の武村データでは $b = -7.168$ 、修正データでは $b = -7.184$ となるが、武村式の b は $b = -7.210$ である。それゆえ、修正されたデータの方がむしろ武村式に近い。

		マグニチュード	断層長 L (km)	断層幅 W (km)	断層面積 S (km ²)	M_0 (10 ¹⁹ Nm)	M_0 (IM) (10 ¹⁹ Nm)	M_0 (T) (10 ¹⁹ Nm)
福井 地震	武村表1	7.1	30	13	390	3.3	0.85	4.00
	IMK表5	7.0	30	10	300	2.1	0.50	2.37

その修正データでみると、福井地震の地震モーメントの実測値 M_0 は $2.1 E 19$ であり、入倉・三宅式で計算した値 M_0 (IM) = $0.50 E 19$ の 4.2 倍になっている。つまり、入倉・三宅式による評価値は実測値の $1/4.2$ しか与えないということなので、熊本地震に関して島崎氏が指摘したのと同様の過小評価がすでに示されていたということである。なお、武村式で計算した値 M_0 (T) = 2.37 は実測値 2.1 とほぼ整合的である。

このような過小評価に重ねて壇他式の適用による過小評価があるので、それらを訂正すればきわめてまともな評価が得られることになる。

(6) 小括

入倉氏は自らのコメントにおいて、島崎氏が震源インバージョンに基づく熊本地震のデータが存在するのにそれを用いずに都合に合わせたデータを持ち出したとして批判している。しかしその震源インバージョンについては、第1に、最初に想定する断層面を大きくとれば入倉・三宅式に近い結果を導くことは容易にできる。また、入倉コメントにおいてトリミングが必要だと注釈を付けているが、実際には Somerville 他の規範ではトリミングはほとんどできない。他方では福岡県西方沖地震で推本（地震調査研究推進本部）が行ったような事実上のトリミングが存在するので、それを熊本地震に適用すれば、島崎氏が主張したような断層データを策定することもできるのである。

このような震源インバージョンのもつ不確定性（研究者によって結果が違うことにも典型的に表れている）の処理が明確にならない限り、熊本地震と島崎氏の提言を尊重し、安全側の立場に立って基準地震動を見直すべきである。

第3 ばらつきの考慮について

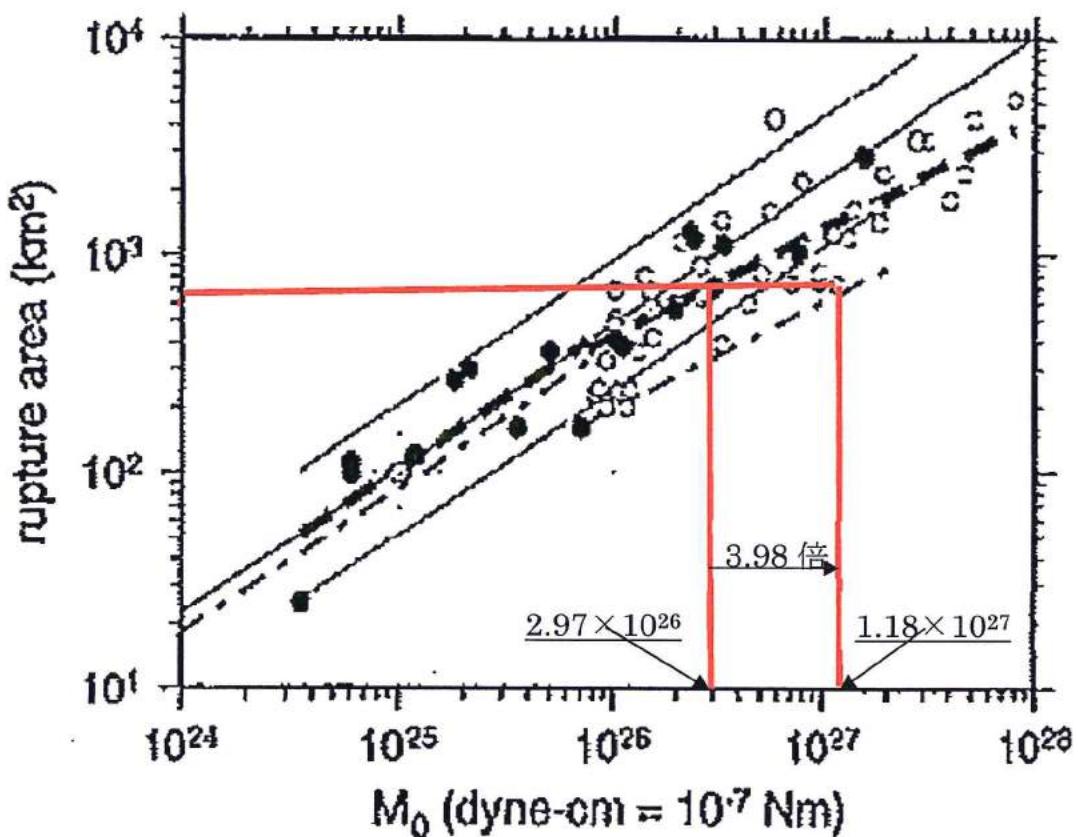
1 ばらつきとはなにか

以上、断層の大きさから地震モーメントを算出するには、入倉・三宅式ではなく、武村式を用いるべきであることを述べてきた。次に、これら経験式から地震モーメントとして導かれた値については、ばらつきを考慮しなければならないことをのべる。

「入倉・三宅式」にせよ「武村式」にせよ、これらは過去の地震動のデータから導かれた経験式である。そして、経験式は過去の地震の平均値であ

る。しかし、将来起きうる地震は過去の平均像に限られないことは当然である。経験式のもとになったデータと経験式によって算出された平均値の間に乖離（ばらつき）がありうる。

このばらつきについて「入倉・三宅式」とそのデータを対比して説明する。



上図は「入倉・三宅式」を理論的に説明した入倉・三宅論文の図7（乙31、858頁）に下記のように赤線を加えた。

黒線は Someville 他の関係式であるところ、これは 10^{26} dyne-cm を超える大きな地震で系統的なずれがあるとして、入倉・三宅は、破線で示す経験式（「入倉・三宅式」）を用いるよう提唱した。この「入倉・三宅式」を導き出すために用いられたデータが図で○で示されている。この各データと破線でしめされた入倉・三宅式をみれば一見してわかるように、各データ

は入倉・三宅式の上に存在するとは限らず、ばらつきがあり各データと破線との間には乖離が存する。例えば、赤線で示したように、断層面積が 670 km^2 の場合、破線（入倉・三宅式）で対応する地震モーメントは $2.97 \times 10^{26} \text{ dyne-cm}$ であるが、過去のデータとしてこの断層面積で地震モーメント $1.18 \times 10^{27} \text{ dyne-cm}$ を示すものが存在するのである。この、 $1.18 \times 10^{27} \text{ dyne-cm}$ は、 $2.97 \times 10^{26} \text{ dyne-cm}$ の 3.98 倍である。したがって耐震施設の安全性を確保する立場からすれば経験式が地震モーメントとして $2.97 \times 10^{26} \text{ dyne-cm}$ を示したからといってこれで足りるということはできない。過去のデータが示す $1.18 \times 10^{27} \text{ dyne-cm}$ を前提にしなければ耐震施設の安全性は確保できないのである。

2 関西電力高浜原発の運転差止仮処分決定（福井地裁 2015 年 4 月 14 日決定（甲 52）

関西電力高浜原発の運転差止を求める仮処分事件の決定（福井地裁 2015 年 4 月 14 日決定）は、以下のようにのべて地震の平均像による危険を指摘している。

「本件原発においても地震の平均像を基礎としてそれに修正を加えることで基準地震動を導き出していることが認められる。万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出しがたいから、基準地震動はその実績のみならず、理論面でも信頼性を失っていることになる。」

3 審査ガイドの規定

「耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれのある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」とする設置許可基準規則及び基準規則解釈を踏まえ、基準地震動の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的として平

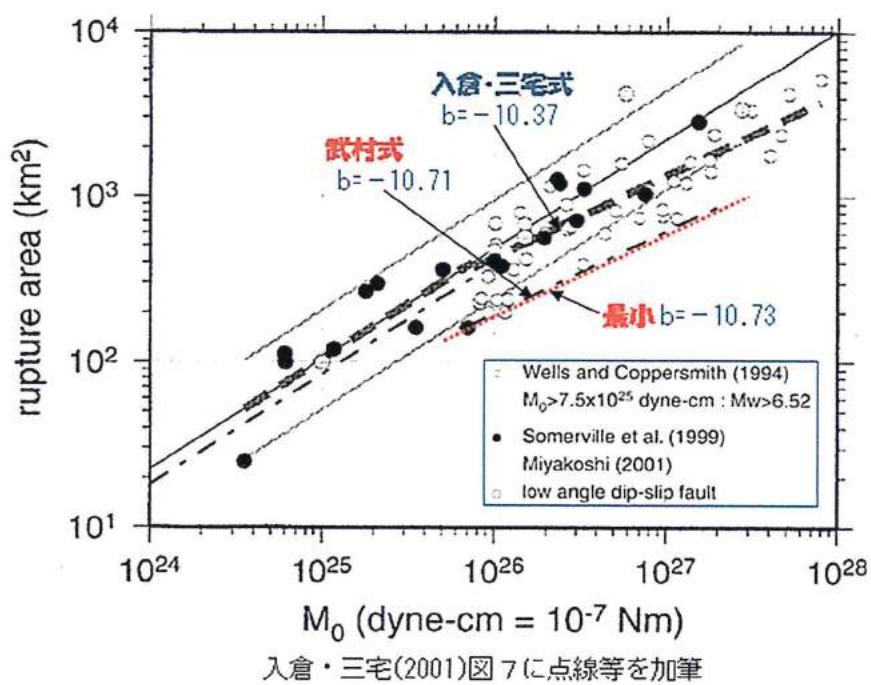
成25年6月19日「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」(以下、「審査ガイド」という) (乙32) が定められた。

ばらつきについては、3.2. 検討用地震の選定の3.2.3震源特性パラメータの設定の(2)で以下のように定められている。

「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」(乙32p3)

4 ばらつきの考慮のしかた

上記の「入倉・三宅式(2001)の図7」(乙31p858)に下にある点を通す赤点線を加筆した下図で説明する。



審査ガイド3.2.3(2)「経験式が有するばらつきをも考慮」するためにには、これら「ばらつき点」と平均値(グラフ)との「乖離」の平均値(標準偏差)を出して、それを考慮することも一つの方法であろう。しかし、それ

でも平均値であるがゆえに過小評価になる可能性があるので、最も安全のために最外側（グラフでいうと右下側）に存在する地震動データ点をとって、耐震安全基準とすべきである。

グラフでいうと、勾配は $1/2$ に固定されているので、y軸との交点（切片） b が最小の場合が最大の乖離を与える場合になる。グラフ上「最小 $b = -10.73$ 」が求められ、それを切片とする勾配 $1/2$ のグラフが安全基準になる。

5 被告の主張

被告は第11準備書面でこの審査ガイドが求めるばらつきの考慮についてあれこれ主張するが、これについては以下の2点を指摘する。

第1は、原告のばらつきの考慮の主張を、経験式そのものの修正と非難する点である。原告は経験式をふまえ、ばらつきの考慮としてその範囲を画そうとするものである。これを経験式そのものの修正とすることは何ら根拠がないことであり、勝手に自分でレッテル付けをして非難しているにすぎない。

第2は、上記の「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」の解釈の誤りである。

この「その際」は「経験式を用いて地震規模を設定する」をさすものであり、経験式は平均値としての地震規模を示すため、さらにはばらつきを考慮すべきとガイドは指示している。被告は強引にも「その際」を「経験式の適用範囲が十分に検討されていることの確認」をさすとしようとする。そのため、経験式の適用範囲の検討になぜばらつきの考慮が求められているのかの説明が全くできない。被告第8準備書面p8では、

「経験式が有するばらつき」；すなわち、経験式とその前提とさ

れた観測データとの間の乖離の度合いを踏まえて、当該経験式を適用することの適否について十分に検討する必要がある。

としながら、その内容については以下のように説明する。

例えば、ある地域において、経験式を用いて断層面積から地震規模を設定するに際し、当該地域の地質調査等の結果を踏まえて設定される震源断層の面積等が、当該経験式の前提となった観測データの範囲を外れるのであれば、当該経験式を適用することは基本的に相当ではないということになる。

この被告の主張は、問題となっている経験式がそのデータが一定の範囲の震源面積のものでしかないとしたら、その経験式はその範囲内で適用すべきという当たり前のことを言っているに過ぎない。そこでは経験式から導き出されるのは平均値であることとか経験式が有するばらつきは問題とならない。このような解釈では審査ガイドが求めている「ばらつきの考慮」にはつながらないのである。「ばらつきの考慮」は特定の経験式を用いて地震規模を設定する場合の問題であるのに、被告はどの経験式を選択するかどうかの場合の問題に置き換えるという論理的に明白な誤りを犯している。

上記の被告の主張では、ばらつきの状況が経験式の適用にどうつながっていくのが全く示されていないという原告の批判に対して（原告準備書面（6）p 4）、被告は同様の主張を繰り返すことしかできていない（被告第11準備書面 p 6以下）。

第4 加速度の過小評価

1 片岡他の式を用いるべきである。

（1）はじめに

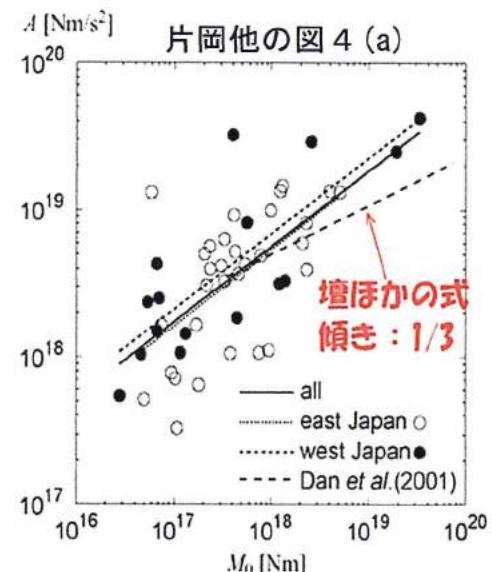
基準地震動の算定は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」につい

ては、検討用地震に関し、断層面積から地震モーメント（震源における地震の規模）を算出し、次にその地震モーメントから地表面（岩盤）における地震動を示す短周期レベル（最大加速度に比例））を算出する。

玄海3・4号機では、断層モデルでは、竹木場断層につき断層面積から入倉・三宅式を用いて算出した地震モーメントから壇他の式を用いて短周期レベルを算出し、最大加速度524ガル（基準地震動Ss-3）とした。この地震モーメントから短周期レベルの算出に壇他の式を用いたことも過小評価であり、片岡他の式を用いるべきである。

(2) 壇他の式ではなく片岡他の式を用いるべきである。

玄海3・4号機の基準地震動評価のため、地震モーメントから地表面（岩盤）における地震動を示す短周期レベル（最大加速度に比例））を算出するにあたっては、短周期レベル（最大加速度に比例）は地震モーメントの $1/3$ 乗に比例するという壇他の式が用いられている。それゆえ、地震モーメントがk倍になれば、短周期レベル（最大加速度）は $k^{1/3}$ 、すなわちkの3乗根に比例して決まることになっている。この評価方式がまた加速度の著しい過小評価を与える。例えば $k = 4.7$ のとき、 $k^{1/3} = 1.675$ であるが、もし仮に $1/2$ 乗（平方根）だと、2.17倍となる。片岡他と壇他は、いずれも地震モーメントと短周期レベルのデータを用いて両者の関係式を導いている。壇他の3乗根説は、世界の地震のデータをもちいている。そして関係式の傾きを $1/3$ に仮定している。すなわち、「そこで、ここでは、図1(a)に○で示した内陸地震の短周期レベルを $M_0^{1/3}$



(a) 地域で分類

用いて両者の関係式を導いている。壇他の3乗根説は、世界の地震のデータをもちいている。そして関係式の傾きを $1/3$ に仮定している。すなわち、「そこで、ここでは、図1(a)に○で示した内陸地震の短周期レベルを $M_0^{1/3}$

でスケーリングすること（と）し、最小自乗法で定数を定めた」として、 $M_0^{1/3}$ の形を仮定して、残りの一つのパラメータを最小二乗法で決めている（甲53 壇他論文53頁）。

他方、片岡他は、日本の内陸地震について、地震モーメントと短周期レベルのデータをもとに、 $M_0^{1/3}$ のスケーリングを仮定せずに何乗根かも含めて最小二乗法でパラメータを決めている（甲54 前頁の図は甲54 p745 図一4(a)）。

両方とも両対数グラフ（縦軸A、横軸 M_0 ）において直線を仮定し、最小二乗法で直線のパラメータを決めるという方式は同じである。直線は $y = a x + b$ ($y = \log A$, $x = \log M_0$) と表せるが、壇他の場合は傾きを $a = 1/3$ と頭から仮定し、残りの切片 b を最小二乗法で決めている。それに対し、片岡他では特別な仮定をおかずして a と b の両方を最小二乗法で決めていて、その結果、約 $a = 1/2$ に近い結果が得られている。その結果、ほぼ $1/2$ 乗に比例するという結果が導かれた。片岡他は、上図のように壇他の式と対比し、「図には、壇・他（2001）が内陸地震の非一様すべり震源モデルから短周期レベルを算定し、 $M_0^{1/3}$ に比例するスケーリングを仮定して回帰した式を回帰データの範囲で図示している」と説明している。

2 壇他の式の代わりに片岡他の式を用いればレシピの矛盾は起こらない

入倉・三宅式の代わりに武村式を用いると、アスペリティ面積が断層面積よりも著しく大きくなるという矛盾が生じることを、大飯原発の場合に原子力規制庁が示したことは上述した。すなわち、規制庁が武村式（L）を用いて地震モーメントを計算し、さらに壇他の式を用いて短周期レベルを計算した結果、部分であるはずのアスペリティの面積が $S_a = 1840 \text{ km}^2$ となり、全体である断層面積 $S = 951 \text{ km}^2$ の1.93倍にもなった（甲48 p 8）

同様の結果は玄海原発の竹木場断層の場合にも生じる。武村式（S）と壇他の式を用いて計算すると、 $S_a = 359 \text{ km}^2$ となり、断層面積

$S = 299.99 \text{ km}^2$ の 1.20 倍にもなって矛盾が生じる。

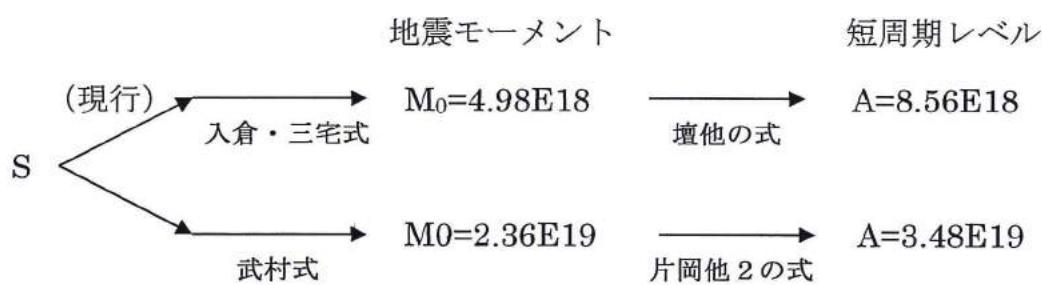
入倉・三宅式の代わりに武村式を用いると、地震モーメントが大きくなり、それに応じて短周期レベルも大きくなるが、壇他式では $A \propto M_0^{1/3}$ となっているため、 A はそれほど大きくならない。アスペリティを円と見なしたときの半径 r ($S_a = \pi r^2$) はレシピ (13) 式より次式で決まる。

$$r = (7\pi/4) \beta^2 (M_0/AR)$$

ただし、 R は断層を円と見なしたときの半径である ($S = \pi R^2$)。つまり、半径 r は A に反比例しているので、大きくなった M_0 に比べて A がそれほど大きくならなければ r は比較的大きな値になる。こうして事実、玄海原発の竹木場断層や大飯原発の F o A - F o B - 熊川断層の場合、アスペリティ面積が断層面積を著しく上回る結果となる。

ところが、片岡他の式 1 または 2 を用いると、前記のグラフのように A がそれなりに大きくなるため、アスペリティ面積の半径 r が小さくなり、アスペリティ面積が断層面積より相当に小さくなる結果が得られて矛盾は生じない。

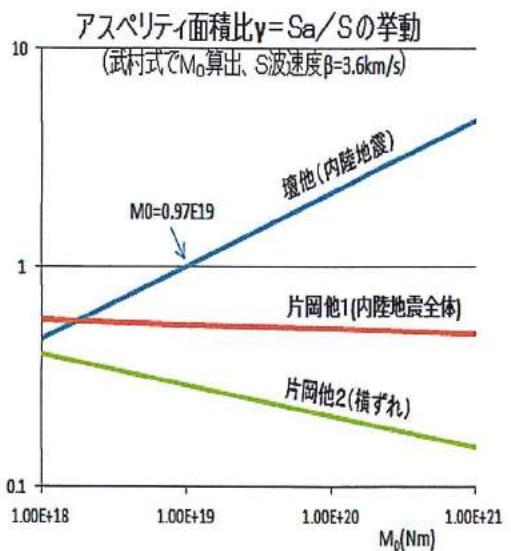
玄海・竹木場断層の場合 断層面積 $S=299.29 \text{ km}^2$



実際、玄海の竹木場断層の場合 ($\beta = 3.5 \text{ km/s}$)、武村式 (S の式) と片岡他 2 を用いてアスペリティ面積を計算すると、 $S_a = 68.8 \text{ km}^2$ となるので、断層面積 $S = 299.29 \text{ km}^2$ の 23.0% である。次に、大飯原発の場合 ($S = 951 \text{ km}^2$, $\beta = 3.6 \text{ km/s}$)、武村式 (L の式) と片岡他 2 を用いて計算すると、 $M_0 = 1.75E20 \text{ Nm}$, $A = 1.09E20$ 。これらより、 $S_a = 135.1 \text{ km}^2$ となり、断層面積 S の 14.2% となる。いずれも矛盾は生

じない。

なお、以上で述べたアスペリティ面積 S_a の挙動は、 $\gamma = S_a / S$ が M_0 に応じてどのように変化するかを見れば一目瞭然となる。右図のグラフは、武村式で M_0 を算出し、それから壇他または片岡他 1, 2 で A を算出した場合である。壇他の式を用いれば必ず $\gamma > 1$ となりアスペリティ面積が断層面積を超えるが、片岡他の式では次第に減少するためそのような矛盾が起こらないことを示している。この結果からも壇他の式が適応していないことが明らかである。



3 小括—壇他による地震動の過小評価をやめるよう、片岡他の式で評価せよ

現在は、地震モーメントから短周期レベル（最大加速度に比例）を求めるのに壇他の式を用いている。これが過少評価のもう一つの（入倉・三宅式に加えて）根源となっている。壇他の式に代えて、片岡他の式を用いるべきだというのが上記の結論である。

まず、横ずれ断層である竹木場断層の場合、武村式（S）と片岡他 2（横ずれ内陸地震 甲 5 4 p 745 (21)の式）を用いた場合、短周期レベルは元の評価に比べて $4.684 / 1.08 = 4.337$ 倍になる。それゆえ、入倉・三宅式と壇他の式を用いて計算した現行最大加速度 524 ガルはその 4.337 倍の 2273 ガルになるというのが結論である。片岡他 1（全内陸地震 甲 5 4 p745 (20)の式）を用いた場合は $A = 3.125 \times 10^9$ となるので、524 ガルは 2.89 倍の 1516 ガルになる）。

次に大飯原発の場合、現行の地震モーメントは $M_0 = 5.03 \times 10^9$ 、短周期レベルは $1.96 \times 10^9 \text{ Nm/s}^2$ であり、これを武村式（L）と壇他を用いて修正

すると $M_0 = 1.75 \times 20 \text{Nm}$ 、 $A = 2.97 \times 19 \text{Nm/s}^2$ となる（7月27日規制庁資料1、19頁）。壇他の代わりに片岡他2を用いれば、短周期レベルは $A = 1.093 \times 20 \text{Nm/s}^2$ となって、現行の $10.93 / 1.96 = 5.58$ 倍になる。それゆえ、入倉・三宅式と壇他の式を用いて決めている現行最大加速度 (S s^{-4}) 856ガルは5.58倍の4776ガルとなる。

このように、壇他の式は入倉・三宅式と相まって、地震動の過少評価をもたらしていることは明らかである。それらに代えて武村式と片岡他の式を用いれば、レシピの矛盾が起こることもなく、正当な評価が得られると考えるべきである。

第5 熊本地震が新たに提起した地震動評価の問題は未検討

1 熊本では、震度7の地震が間をおかずには2回起り、震度4以上の地震は100回を超えている。このような様態の地震が玄海原発の近傍で起こる場合は検討されていない。その場合、2つの問題がある。

第1は、1回目の地震で塑性変形を起こした設備が2回目の地震に耐えられずに破損することである。実際、熊本においては、このようにして2回目の本震で多くの家屋等が倒壊している。ところがこの点について、4月20日記者会見で原子力規制委員会の田中委員長は次のように述べている。すなわち、「重要な機器ですね、安全上、それがいわゆる弾性範囲におさまるようにという設計を求めています。だから、弾性範囲にある分には、5回、10回、100回ぐらい繰り返したって何も起こらない」と述べた。

ところが、新規制基準が要求しているのは、「局部的に弾性限界を超える場合を容認しつつも施設全体としておおむね弾性範囲に留まり得る」（設置許可基準規則の解釈（別記2）乙9 p122）である。したがって、1回目の地震で多くの比較的弱い部分が塑性変形を起こし、そこにさらに揺れが加われば、変形が進む等して大事故が起こる恐れがある。このような危険性が何ら検討されていないことが

問題である。

第2の問題は、疲労の累積である。基準地震動に類する地震が立て続けに2回起ころる場合、さらに余震が何度も続く場合、繰り返しの地震動による配管等の疲労が震動の数に応じて累積していき、ついには疲労限度を超えてしまう。たとえば、川内原発1号炉の場合、格納容器を貫く主蒸気配管や主給水配管の伸縮式配管貫通部（伸縮継手）では、確実に疲労限度を超える。事実、川内1号の高経年化技術評価によれば、S_s-1に対する累積疲労係数が、通常運転時で0.020、地震時で0.944、合計0.964となっている。もう一度基準地震動が起これば、0.964+0.944=1.908となって許容値の1を超えてしまうことになる。基準地震動の後にその4%程度の余震が起こっただけでも許容値を超してしまう。このことを規制庁は否定していない（甲55）。玄海3・4号炉については、川内1号炉の高経年化技術評価のような資料が見当たらないので実態は不明だが、この点は九州電力が明らかにすべき問題である。

2 さらに別に、避難計画が成り立たなくなるという問題がある。現行避難計画では、30km圏外は屋内退避することになっているが、上記第1の繰り返し地震に関連して屋内退避が成り立たないことが明らかになった。避難計画は熊本地震を踏まえて抜本的に再検討される必要がある。

いずれにせよ、熊本地震が提起したこのような問題について検討がなされるまで、運転再開は許されるべきではない。

以上